

臨床工学技士のための

発明と知的財産に関するガイドブック

2019 年 3 月

作成：東北経済産業局 広域連携会議

はじめに

現在、臨床工学技士の活躍の場は徐々に拡大しており、薬のプロフェッショナルとしての薬剤師、看護のプロフェッショナルとしての看護師と同じように、医療機器のプロフェッショナルとしての臨床工学技士という認知が徐々に広まりつつあります。1987 年施行の臨床工学技士法以降、生命維持装置の操作及び保守等医療機器に関する多岐にわたる管理業務を推進されていることと思いますが、一方で、臨床における医療過誤の問題や取り違え、安全、確実性の向上を目指し、医療機器等そのものの開発についても、臨床工学技士に対して熱い期待が注がれています。

2015 年から日本臨床工学技士会では経済産業省の東北経済産業局の事業を活用し、臨床工学技士の新しい医療機器等のアイデア発掘の支援ならびに、そのアイデアの実用化（製品化）に向けた様々な取り組みを進めてきました。その取り組みの中で聞かれたご意見として、どのようにして医療機器等の発明をおこなったら良いか分からない、企業に様々なアドバイスをを行ったが全く自分自身にメリットが無かった（インセンティブが得られなかった）、というご意見もあり、そのご意見の中で生まれたのが本冊子です。

本冊子では皆様の医療機器などに関する知見を活用し、広くものづくりの面から社会に役立てるために、気をつけたいこととして、どのように発明を行うのが良いのか、そしてどのようにその発明を活用してもらうのが良いのかの 2 つの視点から出来ております。これまであまり医療機器の発明に興味が無かった方もまずは一度じっくりと目を通して頂き、日々の皆様の業務の中で感じられた「こんなものがあつたらいいな」、「こういうものがあつたらべんりだな」という思いを形にしてみるのは如何でしょうか。

本冊子が皆様の発明活動の一助になることを期待しております。

本冊子の位置づけ

本冊子は、主に「医療機器のアイデアを持っているがまだ企業との連携ができていない」、「企業等と連携して医療機器の試作を行って見たがまだ実用化に結びついていない」という方を対象に作成しております。内容は全4章で構成されています。

第1章は「発明とは（知的財産のポイント）」です。皆様が日々の業務の中で得られた気付きは、発明としてどのように活用されるのか、そしてどこからどこまでが発明なのかについて説明しております。

第2章は「知的財産を活用した発明の強化と促進について（臨床工学技士の発明とインセンティブの調査結果）」です。2017年に日本臨床工学技士会の臨・学・産連携委員会にて調査した、既に発明を行っている人たちの、検討実施状況とインセンティブにおける課題についてまとめました。

第3章は「知的財産における発明の管理事例」です。既に病院内で発明を組織管理している事例を2例紹介させていただき、病院としてどのように対応しているかその事例について説明させていただきます。

第4章は「効果的な発明の創出に向けて」です。第1章から第3章を受けて、皆様が発明を行う際にどのように進めていくのが良いのか、実例を交えて、その方法についていくつか提案をさせていただきたいと思います。

目次

はじめに

第 1 章：発明とは（知的財産のポイント） 1

第 2 章 知的財産を活用した発明の強化と促進について..... 9

第 3 章 知的財産における発明の管理事例..... 15

第 4 章 効果的な発明の創出に向けて 17

お役立ち情報..... 19

特許に関する相談窓口..... 27

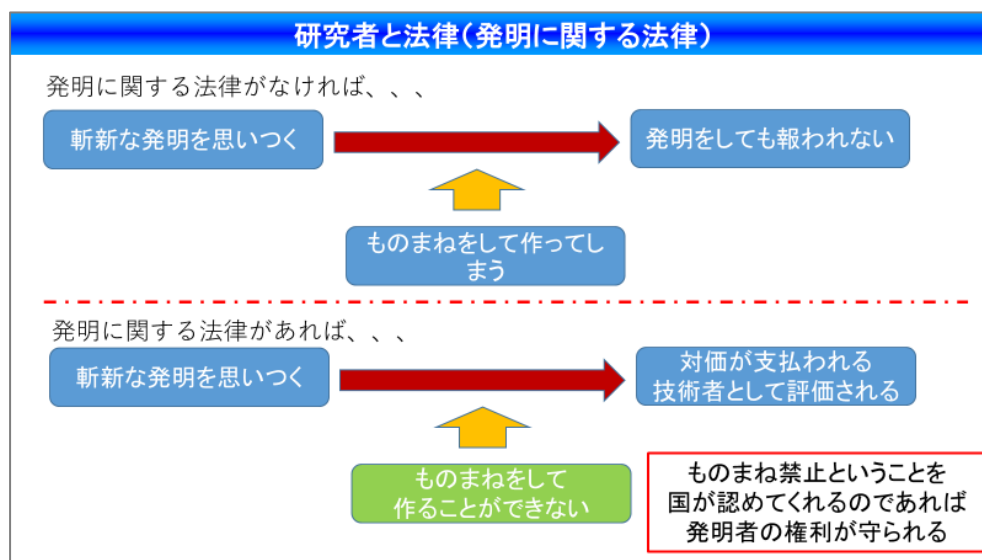
様式例 33

第 1 章：発明とは（知的財産のポイント）

皆様は、知的財産というとどのようなことを思い浮かべますか？

難病を治療する世紀の大発明、入院されている方の生活がちょっと良くなるようなベッドサイドの改良など、一口に発明と言ってもその幅は広く、様々なケースが考えられます。一般に知的財産といえば、特許、実用新案、意匠、商標、著作権などがあげられます。

もし私たちの生活に知的財産という考えが無ければどうなるのでしょうか。もし皆様が斬新な発明を思いついた場合、発明に関する法律が無ければ、誰かがものまねをして作ってしまうかもしれません。そうすると、新しい産業の創出に誰も感心がわかなくなり、発明をしても報われないと思うようになります。一方で発明を国が認めてくれるのであれば、斬新な発明を思いついた際に、誰もまねをして作ることが出来ないで、利用者はその発明に敬意を払い、対価を支払います。ものまね禁止ということを国が認めてくれるのであれば、発明者の権利が守られます。



このように知的財産は、頑張った人が頑張ったことを適切に評価される制度として定義づけられます。これらの知的財産を権利化すると知的財産権になります。

知的財産権とは

頑張った人が頑張ったことを
適切に評価されるための制度

- ・人間が考えて生み出したものの中には財産的な価値があるものが含まれる。こうしたものを総称して知的財産と呼ぶ。
- ・たとえば、ブランドや営業秘密、ノウハウなどその範囲は多岐にわたる。
- ・ブランド：個人や会社を識別するための呼称やマーク、様式（スタイル）など
- ・営業秘密：お客さんリストや取引のこれまでの履歴など
- ・ノウハウ：作り方、動かし方、修理の仕方など、これまでの積み重ねでわかった新しい手法
- ・これらの「知的財産」を「権利化する」と「知的財産権」になる

特許法は知的財産権の中でも重要な位置を占めています。特許法においてはこういった発明をしたかがポイントになります。

では、**発明とはなんでしょう**か。

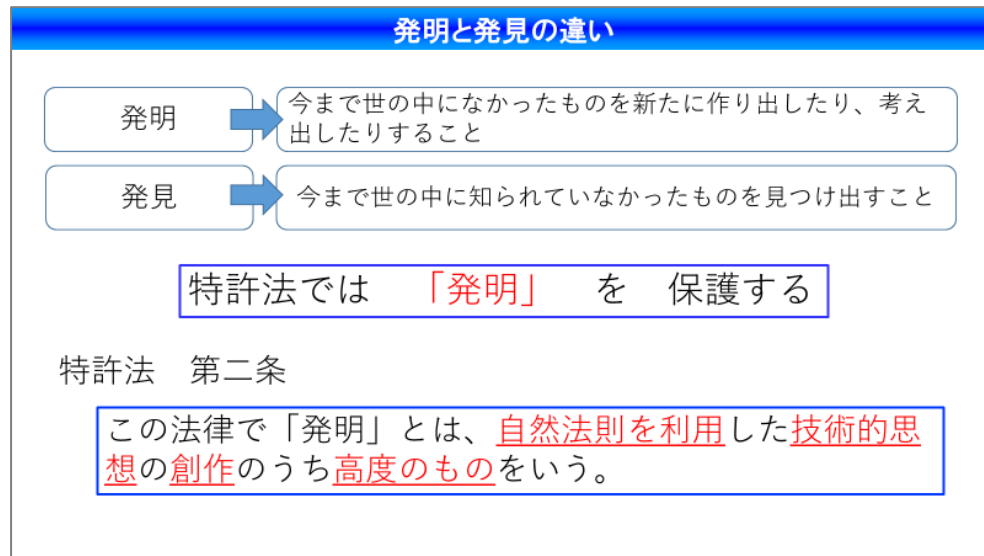
特許法では「発明」とは「今まで世の中に無かったものを考えたり、作り出したりすること」と定義されています。皆様が研究し、これまで誰も考えつかなかったことを生み出したとき、それは発明となります。

こう書くと難しく感じられるかも知れませんが、例えば、

- ・ 新しい輸液ポンプの管を曲がりやすいように材料や形状を工夫したり
- ・ 輸液が流れなくなったときに、ブザーや光で教えてくれるなどの信号を出してくれたり

などのこれまで世の中に無かったものを作り出したらそれは発明です。

一方「発見」は「発明」と明確に区別されています。こちらは単に新しい生物を見つけたとか、新しい物理法則を見つけた（万有引力の法則）などは「発見」として、「発明」とは明確に区別されます。特許法では発明を保護します。



① 特許法上の発明

特許法上の発明の定義は、『この法則で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう』となっています。そのため、発明として成立するためには、

- ・ 自然法則（自然界において経験的に見出される科学的な法則）を利用していること
- ・ 技術的思想（技術的に伝達できるもの）であること
- ・ 創作（何も作り出さない「発見」ではなく、新しいものを創り出している）であること
- ・ 高度（小発明である実用新案の考案よりも高度）のものであること

が必要となります。

② 実体としての発明

以上が特許法上の発明の定義ですが、実際は、おおもとの定義に立ち返ることは少なく、実体としての発明は、

A. 発明が解決しようとする課題（従来の手法の問題点）

B. 課題を解決するための構成（どのようにして解決したか）

をセットして、成立するものと捉えられます。

例えば、単に椅子の座面に傾斜を付けることも、

A. 立ち上がりへの移行が困難である

という課題に対して、

B. 後方の背もたれ側から前方に向かって座面を傾斜させる。

⇒立ち上がりをアシストした発明

として捉えることができます。

このように発明を捉えると、日々の医療現場や医療機器の開発において、**A. 課題・問題点をうまく見出せるかが**、ポイントの1つとなることがわかります。

ここで、課題は、より具体的にしなければなるほど明確になります。

例えば、『〇〇〇〇の場面では、・・・・という課題や問題がある』のように、〇〇〇〇の特定の場面を想定したり、〇〇〇〇という特定の疾患や患者を想定したりと、対象となる人・場所・時を具体化することで、課題を明確にすることができます。

先ほどの椅子の例では、『“介助（立ち上がり補助）が必要な患者は椅子から立ち上がる時に”、立ち上がりへの移行が困難である』というように課題を明確にすることができます。

このように、課題を明確にすることができると、**B. 課題を解決するための構成や手段の捉え方**も変わってきます。

すなわち、その課題を解決するならば、△△△△という構成でも解決できるし、▲▲▲▲という構成でも解決できる、だとすれば、△△△△や▲▲▲▲は、まとめると××××であればよい。というように、課題を解決するための構成や手段を、本質的に必要なもののみを抽出して捉えられるようになります。

先ほどの椅子の例では、立ち上がりへの移行を補助するものであれば、座面が前方に傾斜していてもよく、跳ね上がるクッションでもよく、これらをまとめると腰（重心）を前方に押し出すものであればよい。というように捉えることができます。

このように、**発明は、A. 課題と、B. 解決するための構成とを一体として捉えられるもの**で、医療関係者の中でも、特に、臨床工学技士は、日々、具体的な課題・問題と向き合いながら、それを解決する構成や手段を提案しているはずです。そのような一連の提案そのものの多くが、発明となり得るということを意識されることが、最初の一步となるものと考えます。

③ 特許成立の5要件

特許にはいわゆる5要件と呼ばれるものがあります。これは、産業上の利用可能性、新規性、進歩性、先願主義、公序良俗に反しないかの5点になっています。

順番に見ていきましょう。

◆ 産業上の利用可能性

特許法は、「産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。」と定義されています。

裏返すと、**産業上利用可能でないものは特許になりません**。例えばガンの治療行為などは、誰かの権利にしてしまうとその治療法が使えなくなってしまうので、産業上利用可能でないといふ特許取得できません。また例えばオゾン層全体を紫外線バリアフィルムで包むなど工業的な発明であっても、産業上それを行うことは現在の技術では困難です。従って、特許を取得することはできません。

◆ 新規性

特許は前出のとおり、**まだ誰も発明していなかったものが権利化**できます。

従って、既に世の中にある技術、既に世の中で誰かが使用している製造技術、本、雑誌、インターネットなどに載っていた技術については、全く同一の内容では特許を取得することが出来ません。

◆ 進歩性

先ほどは新しいかという観点で新規性を説明しましたが、少しだけ変えたものがすべて特許として認められてしまうと、この世の中に細かく膨大な権利があふれてしまいます。

特許権を判断する際の目安として、①同じ仕事をしている人が容易にバリエーションとして思いつくか（例えば iPhone のホームボタンを Android 携帯に搭載する）や②発明の構成要素を単純に置き換えただけ（Nintendo Switch の○ボタンを△にただけ）などは**進歩性**がないと判断され特許を受けることは出来ません。

◆ 先願主義

特許は新規性、進歩性が大事です。では先に発明したけど特許出願が遅かった人はどうなるでしょうか。実は、どれだけ先に発明したとしてもそれは権利には影響を与えません。最も早く出願した人が特許権を受けることが出来ます。これを先願主義と言います。例えばこういうケースもあります。同日に全く同じ特許出願がされたばあいです。このばあいは、同じ特許を与えるわけにはいかないので、二者間で協議する特許庁から協議命令が下されます。その結果出願をすると決めたものがそのまま権利を維持し、もう一方は取り下げます。

この協議がまとまらない場合その権利はどちらも得られなくなります。**先に出願した方が権利になる**。これを先願主義と言います

◆ 公序良俗に反しない

特許権は産業上利用可能な事に権利を与えますが、社会的に問題がある行為を国が認めるわけにはいきません。例えば覚醒剤などの製造や人体の命を奪うような非人道的装置の開発などはどれだけ優れた技術であっても特許権を得ることはできません。

これらの5項目をクリアした状態で、発明の内容が誰でも実施可能な記載を行うと特許権として成立します。逆に一つでも欠けていたり、全部を満足するが実施不可能な場合は特許にはなりません。

特許成立の5要件
特許法29条柱書 産業上の利用可能性
特許法29条第1項 新規性
特許法29条第2項 進歩性
特許法39条 先願主義
特許法32条 公序良俗に反しないか

これらの5項目を満足した形で、**かつ実施可能な記載を行うと特許として成立**する。逆に一つでも欠けていたり、満足するが実施不可能な程度の記載では特許にはならない。

→ 一部をノウハウなどにして秘匿するなどの対応時には留意すること

④ 特許出願から権利取得まで

特許を取得する際の流れを以下に示します。

私たちは、権利を取得したい発明を行った場合、「出願」と呼ばれる権利手続きの申請を行う必要があります。これが俗に言う「特許出願中」の状態です。

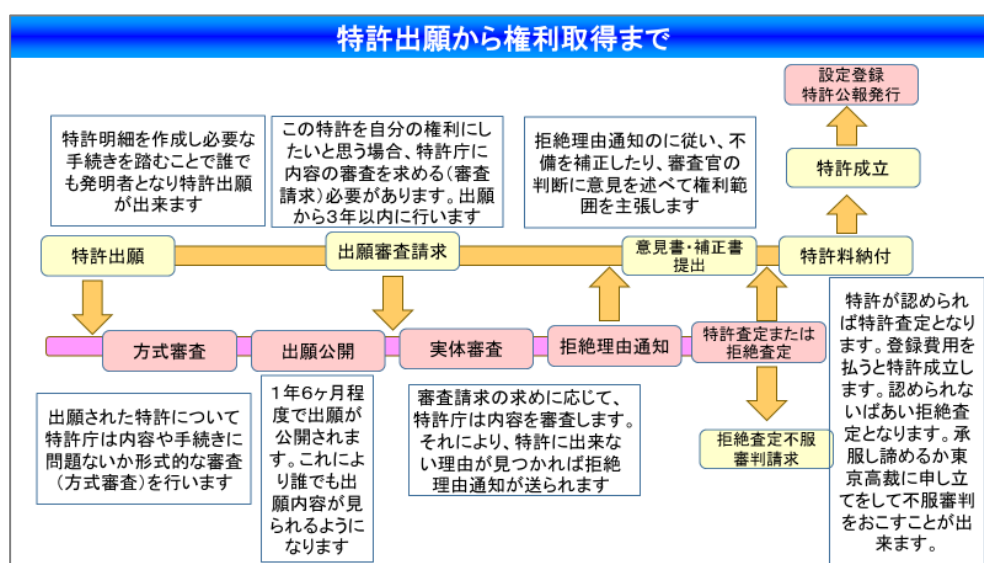
この後、特許庁は方式審査と呼ばれる書類の不備や手続きのチェックを行い、出願から 1 年 6 ヶ月程度を目安にインターネット（J-platpat）等で出願内容の公開を行います。

その後、出願から 3 年以内にこの出願を本当に自分の権利にしたいかどうかを判断して、特許庁に審査を依頼する手続きである「審査請求」を行う必要があります。

審査請求をうけて、特許庁は申請内容の実態の調査を行います。記載内容に不備があったり、既に類似の出願があったりした場合、特許庁は拒絶理由（このままでは特許に出来ない理由を記した）通知を送信します。その中身をみて、特許庁の発明に対する理解が違う場合は「意見書」で自分の発明が新規である事を主張します。また、特許庁の拒絶の言い分が正しいと思うが、一部を修正したら特許になりそうな場合は、内容を変えずに特許の範囲を狭める「補正書」で改めて自分が認めて欲しい特許権の範囲を狭めて限定します。

その後、特許庁が認めれば、登録費用を支払うことで、晴れて自分の特許となります。

「意見書」、「補正書」を提出しても内容が認められない場合は、拒絶査定とよばれその特許は権利化できなかったこととなります。その場合、拒絶査定不服審判請求などで回復を求める審判を行うことも出来ます。



第 2 章 知的財産を活用した発明の 強化と促進について

臨床工学技士の発明とインセンティブの調査結果

医療機関における発明・機器開発実施についての環境及び職員のインセンティブに対する考え方、規程についての概略を把握するためのアンケートを実施しました。以下に本アンケートにおける注目点を記載します。

アンケート概略

調査対象者：医工連携関係の活動や開発、ご講演などのご経験や今後、ご予定のある
臨床工学技士、医工連携にご関心を有する臨床工学技士

調査項目：回答者情報を含む計 14 問

調査内容：臨床工学技士における発明の実施状況、

調査期間：2017 年 11 月 1 日～11 月 30 日

実施方法：オンラインアンケート

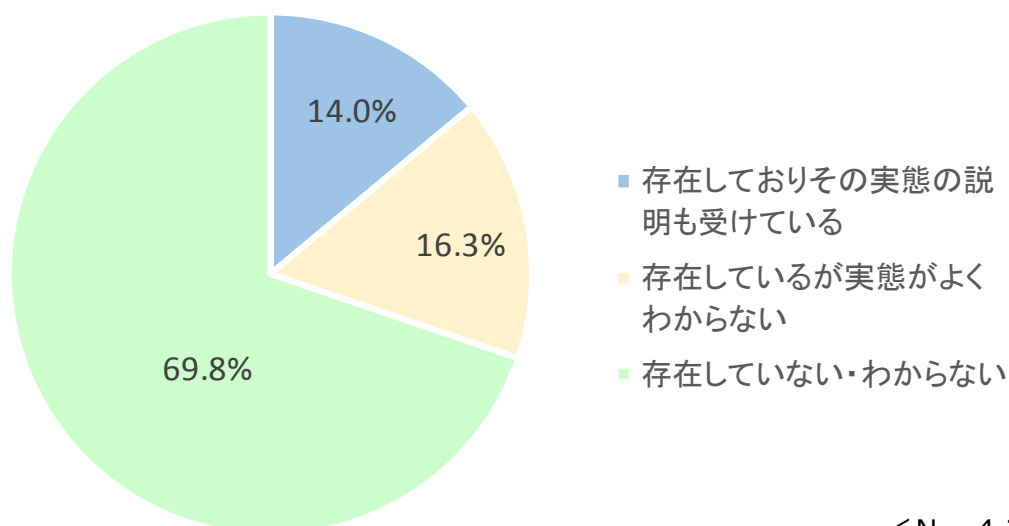
聴取対象：65 件

回答数：43 件

調査実施者：広域連携会議、日本臨床工学会 臨・学・産連携推進委員会

所属する医療機関における職務発明の所在

現在、特定の機関に雇用されている職員による発明があった場合、日本では所属組織の職務発明規程に従うことになっています。所属する組織には発明を管理する規程等が備わっており、十分な説明がなされているでしょうか。



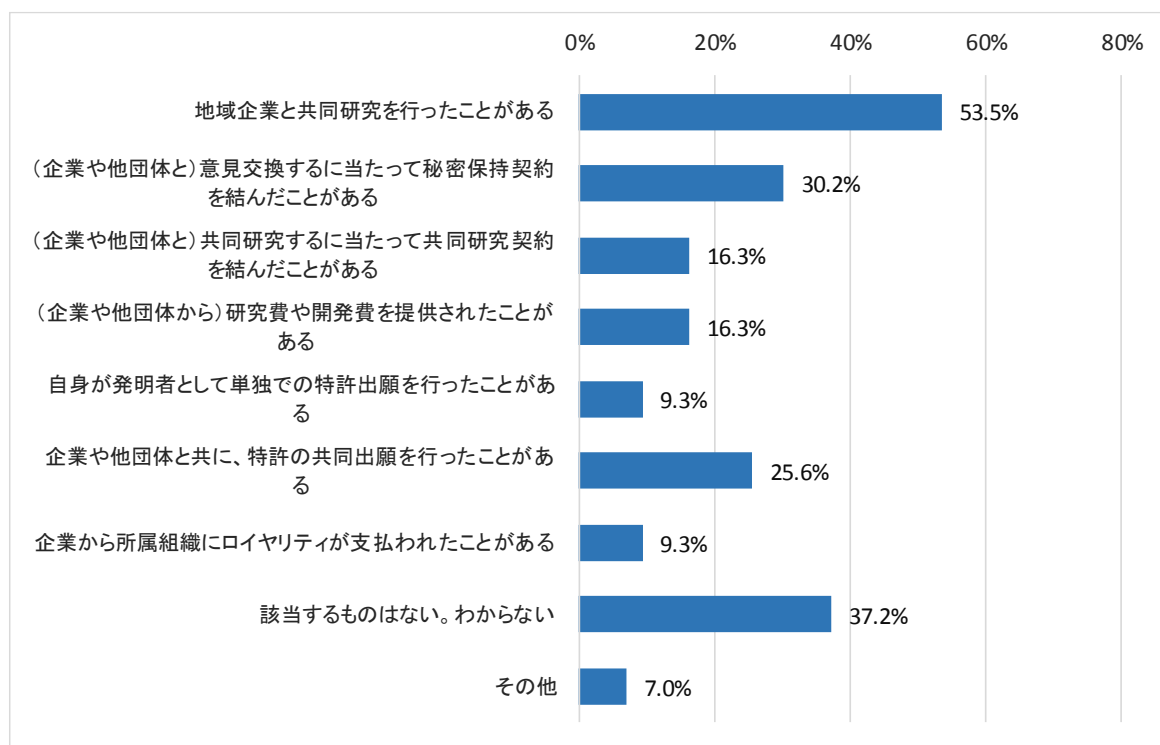
< N = 43 >

皆様の発明における活用のポイントの一つに、「職務発明であるか否か」という事が挙げられます。医療機器の開発のヒントは皆様がお仕事の中で気づいた内容が中心だと思いますが、所属組織がこのことを業務の一部として考えている場合、職務発明としてその権利は所属組織に帰属されます。

従って、まずは皆様が所属されている組織に対して、皆様の業務として、所属組織が発明を管理するか否かを確認してみてください。もし所属組織が管理をしない場合、その発明は発明者個人に帰属され、連携する他の病院、大学、企業などとの共同で開発を進める事となります。

職務としてこれまで企業と連携実施した状況について

これまで職務として経験した企業との連携実施状況について<N = 43>

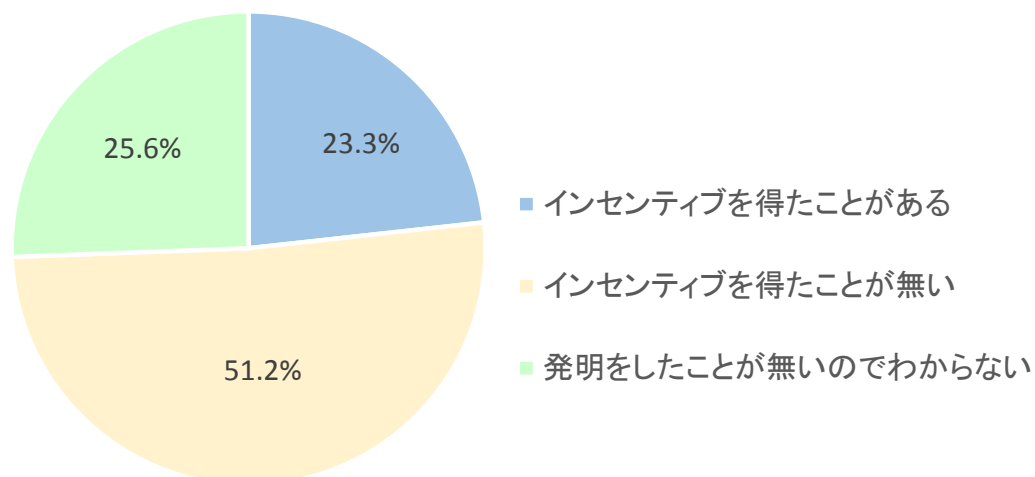


医工連携を具体的に行っている約半数の方が地域企業との共同研究をしたことがあるようです。

発明を実際に製品にするためには、製品化をすることができる企業との連携は非常に重要です。また、実際に提供した技術に対し、ロイヤリティ（成果報酬）が支払われたケースも 37.2%あるようです。このように、発明の結果対価を得ることができるという、ケースも存在します。

発明の結果、インセンティブを得たことはあるか

発明の結果、インセンティブ（金銭の授受だけでなく、職場環境の改善や昇進のための処遇など自分自身にプラスに作用したすべて）を得たことはありますか。



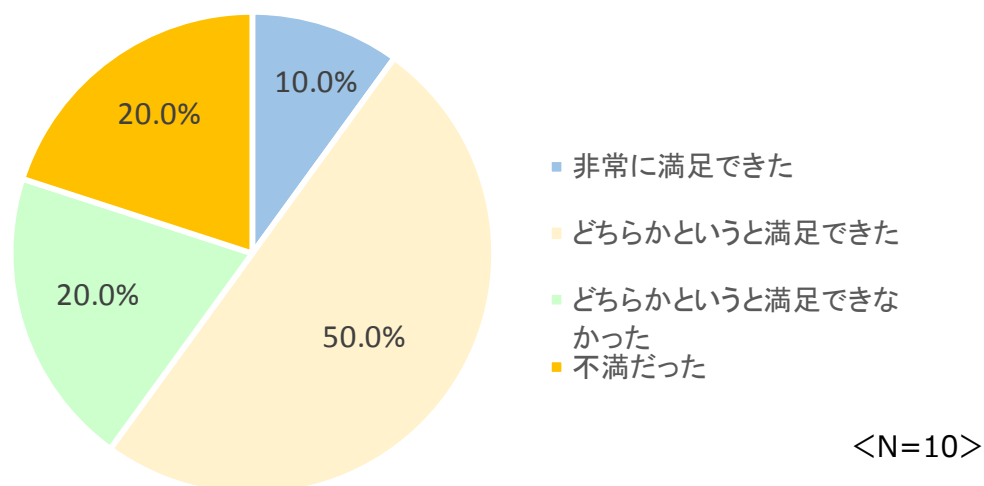
得たインセンティブ

- ・ 発明報奨金を受け取った
- ・ 所属組織から表彰を受けた
- ・ 科学研究費補助金など競争的資金を得る際のきっかけになった
- ・ 組織内の臨床工学技士の認知向上に作用した
- ・ 企業等から、資金提供を受け研究費として活用できた
- ・ 新聞・ニュースなどに取り上げられ報道対応をした
- ・ 会議等での拘束費や交通費のような日当的なもの
- ・ 業務として行っており、規程上利益が出た場合は還元される仕組みになっている

多くの方はインセンティブを得ていないとの回答でした。発明者として発明が認められると一般にインセンティブを付与することとなっています。ただしインセンティブを得るためには、発明を正しく認識してもらうことが第1歩です。

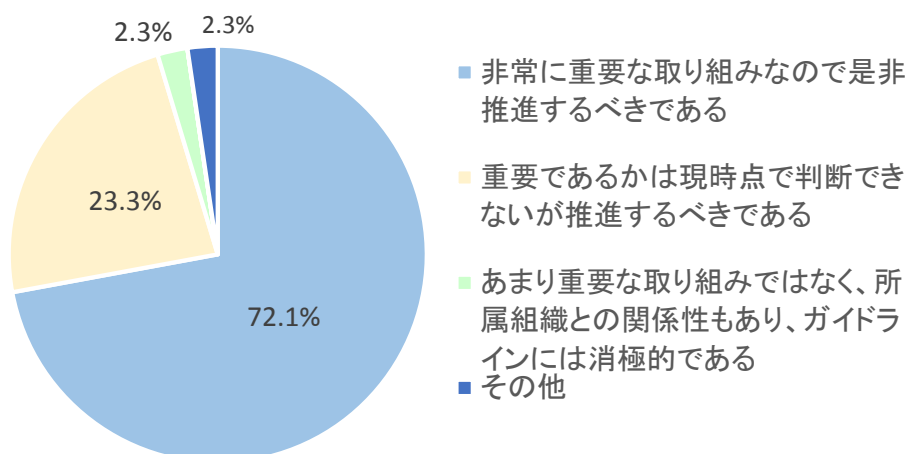
得られたインセンティブに対する満足度

得られたインセンティブは満足いくものでしたか。



満足、どちらかという満足が半数以上を占めますが、一方で、どちらかという不満、不満が 40%を超えています。これは正しい契約（取り決め）と条件を先に議論しておくことで解消できます。後述する他事例も参考に、発明時のインセンティブの取り決めを検討する必要があると思います。

臨床工学技士が適切なインセンティブが得られるようガイドラインを提供する事を計画しています。この取り組みにどのような印象を持たれますか。



抱える課題・要望（例）

- ・ ニーズの段階では、インセンティブがほぼ無い。
- ・ 発明のプロセスや特許権や意匠権等について周知するセミナーが必要。
- ・ 所属組織における整備。組織との交渉。組織でも対応がわからない。
- ・ アイディアの公開とインセンティブの確保方法。その上で製品開発へ結び付ける方法。
- ・ 公的医療機関では発明に対するインセンティブが受けられない。
- ・ 個人で特許をとるのが難しい。
- ・ 発明とアイディアの線引き。現状は企業のみが利益を得ているのではないか

発明を行う際に適切なインセンティブが得られることは発明者のモチベーションにもなりますし、企業にとっても、次の新しい発明を生み出すきっかけになります。このように両者が満足する体制を構築する必要があります。

第3章 知的財産における発明の管理事例

病院が所属職員の発明を管理している事例を紹介します。

1A 病院（総合病院・約 1,100 床）

大学病院でもあるため、システムとして知的財産を担当する専門部署を持っている。

具体的には、契約の段階から、発明者と権利を使用したい企業（共同研究先企業）との調整を行い、もし企業が発明実施したときに得られる「実施料」の分配も組織が担当している。病院自身が出願人として特許所有の経験や、ライセンス収入の受入体制なども持っており、直接発明者が行わなくても、病院が進めてくれるようなシステムを既に保有している。

一方で、現在、学内ではすべての教職員に対して職務発明を承継する制度があるが、実態として発明者は研究職（教員、医師、ポスドクター等）にある者が該当となるケースがほとんどである。しかしながら、本来、職務発明の対象者は医療従事者を含む「すべての教職員」であるため、今後は薬剤師や看護師等のコメディカルから創出される発明のサポートが課題となっている。

2B 病院（総合病院・約 1,100 床）

病院全体でこのような発明の取り組みを奨励しており、発明を管理する担当部署を持っている。

組織内には、職員に対する「職務発明規程」が整備され、①発明の種類と届出について、②発明の範囲について、③権利の承継・処分に関すること、④補償について、⑤不服申立時の対応について、などが規程化されている。決裁権者は担当部署の組織長が行っている。インセンティブについても検討がされており、承継された権利については、出願補償や実績補償が認められている。特許出願においても病院が出願人になって対応した経験はあり、収入の受入れ体制ももっている。

一方で、現状発明に関心がある研究者の数が限られており、対応できているが、今後関心がある職員が増えることで、現場の知的財産や契約担当職員の負担の増加や活発化した場合、案件の優先順位の付与、権利取得の費用。職員の退職や移動にともなう補償の継続、管理側のマンパワー等の管理者の問題、契約や知財、記録物等の維持管理、訴訟など係争事項の発生などのリスク管理の問題なども検討されている。

3C 病院（有床診療所・入院病床約 10、透析ベッド約 80 床）

病院には、発明を管理する専門部署はない。

しかし、就業規則の章に次のような発明考案の規定があり、理事長が決裁権者となっている。「第 62 条 乙が職務上なした発明考案・特許権・実用新案権・著作権は、甲に帰属する」

当該病院では、過去に職員が意匠権を 1 件獲得したことがあるが、当時の就業規則には知的財産権に関する規則は無く、個人で対応していたとのことである。現在は、就業規則に則り、特許所有やロイヤリティは権利も受取りも法人となっており、職員が発明を行った場合は、賞与において報奨金が支払われることになっている。

一方で、現在、病院内で発明に対する関心はあまりない現状があり、今後、関心を高め、取り組みを推進するためには個人に対するロイヤリティをどうするか？が課題となっている。

～知財総合支援窓口にご相談しましょう～

臨床工学技士の皆様が発明をして新技術を市場に出そうとする場合、職務（業務）上の発明、いわゆる「職務発明」になります。所属組織に関係する就業規則はあるか、発明に関する決まりがあるかなどが重要になります。こういった所属組織の仕組みや制度のことで分からないことがあったら、知財総合支援窓口（各県の担当連絡先は 30 ページ）にご相談してみてください。

第4章 効果的な発明の創出に向けて

皆様が日々の業務の中で新しい発明を思いついた場合、それを広く活用してもらうためには、試作、製品化してくれる企業に今持っている技術のアイデアを提供し、試作したものの使用感のアドバイス等を行って、協力しながら開発を進めていくことになります。その際、気をつけることとして、以下のような点が上げられます。

① 現在勤務している病院等で、職務発明に関する規程や規約はあるか。

職務発明に関する規程がある場合、組織の発明の管理に従うことになります。また、規程類が整備されている組織の大半は発明の権利を所属組織が管理します。

勤務先の規程等を最初に確認して、その指示に従ってください。

② 職務発明に関する規程がない場合、個人による契約は可能か

所属組織に発明に関する規程がない場合、個人での発明に関する活動は兼業とみなされる場合があります。所属組織の総務系部署に確認し、発明について企業と個人による契約を認め稼働かを確認しておく必要があります。

もし認めないと言う場合は、他の臨床工学技士や医師、看護師などとの共同研究として進める方法もあります。この場合、直接個人に報酬が発生しませんので、研究として認められるケースがあります。

③ 発明をする内容をすでに講演や論文等で公開していないか

企業は、製品化を考える場合、最初に自社での完全生産を目指します。もし、そのアイデアがすでに公開されていたものであれば、特許等独占権の取得ができないので、商売をするときにライバル企業にまねをされてしまうことがあり、アイデアに関心を持たなくなる可能性があります。

もし発明を製品化に結びつけたいと言う場合は、最初に企業に相談するか、秘密保持契約下でアイデアを話すように心がけてください。

④ 特許などの権利を企業と共同で出願する場合、インセンティブを相談しておく

企業は、少しでも自社の利益を上げたいと考えます。製品化に向けた権利の交渉をするとき、自分のアイデアを形にしてくれるだけでうれしいのでインセンティブはいりませんと言ってしまうと、製品化する企業は喜びますが、臨床工学技士の発明アイデアが社会全体で非常に安い価値しか認知されなくなってしまいます。

権利の交渉の際は、様々なケースがあると思いますが、きちんと自身のインセンティブを交渉し、価値を認めてもらうことが重要です。また、連携先企業が見つからないと言う場合は、日本臨床工学技士会年次大会などの場で、臨・学・産連携推進委員会が協力して、企業の開拓を致します。関心がある方はご相談ください。

お役立ち情報

用語集

知的財産権 (知財)	ものづくりや本の著述、新しいデザインなど、特定の自身が生み出した創作物を専有もしくは譲渡できる権利。我が国では独占禁止法において私的専有や不当な取引制限が禁止されているが、独占禁止法第21条によって知的財産権は例外である（専有できる）ことが記載されている。
特許権	発明の保護及び利用を図ることにより発明を奨励し、産業の発達に寄与することを目的とする権利のこと。ものの発明、方法の発明、ものを作る方法の発明の3つに分類され、一度権利化されると特許年金（維持管理費）を支払うことで20年間権利を保有することが出来る。
実用新案権	特許で権利化するほど高度では無い発明、いわゆる簡易発明を保護する。特許権との違いは、無審査で権利が成立するため、権利化までの時間が短いこと、経費が安くすむこと、等があげられるが、逆に、審査がない分、特許権に比べ信頼性が低いことや、権利期間が10年と短いことがあげられる。
意匠権	美感を起こさせる外観を有する物品の形状・模様・色彩のデザインの創作についての権利のこと。工業的に利用できることが条件の一つになっており、単に優れたデザインなどの場合は、著作物として扱われる。
著作権	美術、音楽、文芸、学術など作者の思想や感情が表現された著作物のこと。思想感情を表す必要があるので頭の中で考えただけでは著作物にならない。文化の発展に寄与するための、本や論文、映画、テレビ、口演、音楽など表現されたものが該当する。
商標権	自身や自身が依頼したものが創作した呼称やロゴマークなど商品又はサービスを識別する記号やマーク対して与えられる独占排他権。ブランドとも言う。消費者が識別するための分類を提案することが出来る。ルイビトンやマクドナルドなどこのロゴマークが企業の識別として定着したものが企業ブランドである。

商号	〇〇株式会社の〇〇など、会社を経営する際につけるべき別の呼び名のこと。会社形態は法人と呼ばれ、個人と同じように契約主体になることが出来るため、商号で識別された法人と個人の契約を締結することが可能である。
職務規程	所属組織における自身の役割について権限や裁量、責任の所在などを明確にする規程。発明においては、職務規程に特定の記載があった場合、特許権は所属組織に帰属することが認められている。
インセンティブ	やる気を出させるために外部から与えられる特定刺激のこと。金銭や地位、名声、処遇などを与えることでもっと積極的に取り組もうとするエコサイクルの形成を示す。

意匠制度について

特許は発明を保護

- ・ディスプレイ
- 新しい表示技術の発明
- ・マウス
- 動作速度の速いマウスの発明
- ・キーボード
- これまでに無かった入力システムの発明



意匠はデザインを保護

- ・ディスプレイ
- これまで無かったデザイン
- ・マウス
- ユーザーが使いやすい形状のデザイン
- ・キーボード
- 手が疲れないキーボードのデザイン

	特許権	意匠権
目的	技術を保護、発明を奨励し、産業の発達を目的とする	意匠の保護・利用を図り、意匠の創作を奨励し、産業の発達を目的とする
保護対象	発明	デザイン
手続	出願手続きの後実体審査を経て成立	出願手続の日実体審査を経て成立
権利の効力	産業上利用する前提において 発明品した物や技術の生産 発明した物や技術の使用 発明した物や技術の譲渡 等	産業上利用する前提において デザインした物の製造 デザインした物の使用 デザインした物の譲渡 等
権利存続期間	出願から20年	登録から20年

商標制度について

特許は発明を保護

- ・ディスプレイ
- 新しい表示技術の発明
- ・マウス
- 動作速度の速いマウスの発明
- ・キーボード
- これまでに無かった入力システムの発明

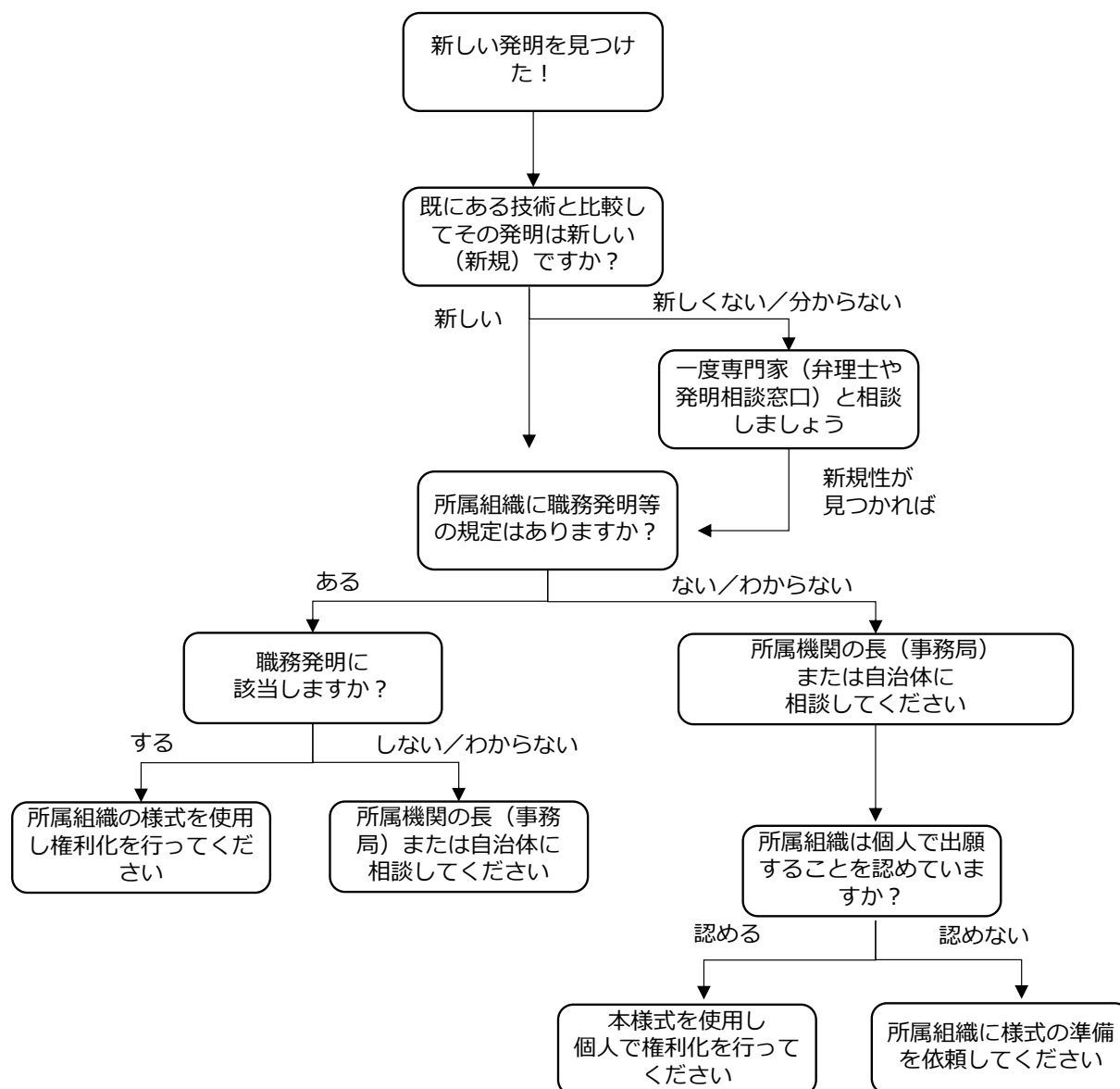


商標はブランドを保護

- ・スマートフォンのブランド名やロゴ
- iPhone、リンゴのマーク 等
- ・スマートフインを販売している企業のブランド名
- Apple 等

	特許権	商標権
目的	技術を保護、発明を奨励し、産業の発達を目的とする	商品のブランドを保護し、出所表示機能の保護を目的とする
保護対象	発明	商標
手続	出願手続きの後実体審査を経て成立	出願手続の後実体審査を経て成立
権利の効力	産業上利用する前提において 発明品した物や技術の生産 発明した物や技術の使用 発明した物や技術の譲渡 等	産業上利用する前提において 商品や商品の包装に特定のロゴマーク等を付す ロゴマークを付した商品の譲渡 等
存続期間	出願から20年	登録日から10年（何度でも更新できる）

◆ 課題やアイデアが浮かんだら



※共同研究や秘密保持契約の様式例は本ガイドブックの P.33 以降に掲載しています。

◆ アイディアの開示から開発まで

① アイディアを開示する

【開示の前に・・・】
自身のアイデアが勝手に使われないように発表するレベルを整理することをお勧めします。
A. 発明が解決しようとする課題（従来の手法の問題点）
：新しい視点による課題（一般的な課題ではない場合）の場合は、
ある程度抽象的に課題を発表することも必要。
B. 課題を解決するための構成（どのようにして解決したか）
：解決策などは発明に絡む可能性があるため、開示は避けた方が多い。

【開示する時には・・・】
開示した内容がそのまま他者に使われないように気をつけましょう。
参加者と「秘密保持契約」や「使用に関する覚書」などを取り交わすことをお勧めします。

➡ 参考：様式例1－秘密保持契約書

② 企業とのマッチング

【連携先が見つかったら・・・】
改めて「秘密保持契約」等を選び、知的財産に関係する部分について開示するとともに、今後の連携について調整することをお勧めします。

➡ 参考：様式例2－秘密保持契約書

【企画・開発に向けて・・・】
自身の役割分担や立ち位置を予め明確にしておくことをお勧めします。
・共同研究契約を結ぶのか？
・開発／研究に際して関係する自身の「特許」や「アイデア」の扱い
・役割分担・費用分担
・成果物の帰属
・知的財産の取り扱い
・インセンティブの扱い

➡ 参考：様式例3－共同研究契約書

【開発コンセプト】
先行特許調査を実施しておくことをお勧めします。

➡ 参考：P24 自身で調べる方法例

③ 開発・特許出願の協議

分からなければ専門
家や知財相談窓口な
どに相談することも
大切。

【特許出願の有無・・・】
特許出願の有無について整理をしておくことをお勧めします。

【特許出願にあたって・・・】
・学会や論文等で発表していないか？
・所属機関との権利関係について
・費用分担の取り決め
・共同出願、単独出願・・・

➡ 参考：様式例4－共同出願契約書

④ 特許出願

製品企画における先行調査

せっかく良い製品を作っても、他の特許を侵害しては、商品化もできませんし、他社から訴訟を起される可能性もあります。そのためには、製品企画の時点で、先行調査を実施することをお勧めします。

先行調査は、専門家や専門組織に依頼する方法もありますが、自身でも無料で調べることができます。

◆ 自身で調べる方法例

一見、難しそうに感じる先行調査ですが、公開情報を組み合わせるだけでも大半のことがわかります。

- ・ ポータルサイトを活用した検索

Google や Yahoo などのポータルサイトで、気になる情報や技術を検索

- ・ 特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)で公開特許情報を検索

<http://www.j-platpat.inpit.go.jp/>



画面：特許情報プラットフォームの画面

<特許情報プラットフォーム：J-PlatPat を使った特許調査>

特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を開いてください。

<http://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

2 番の「特許・実用新案検索」をクリック



現れた画面の最下段ボックスの「要約／抄録」に気になるワードを入力します

検索キーワード

検索キーワードを入力してください。検索項目毎の指定方法及び入力例は [こちら\(ヘルプ\)](#) をご覧ください。
検索対象の種類で使用可能な検索項目は、[こちら\(ヘルプ\)](#) をご覧ください。

検索項目	検索キーワード
要約／抄録	公開番号と併せてリスト化されたものが出てくる
全文	例) 感染を予防

検索

「論理式に展開」ボタンにより、検索キーワードを、論理式に展開できます。

+ 表示オプション(表示指定)

※検索のポイント

J-platpat は昭和 40 年代の特許から現在までを検索できますので、ありふれたワードだと 1,000~2,000 語を超えて検索閲覧が非常に難しくなってしまいます。その場合は、検索方式を AND に変えることで、いわゆるインターネット検索のように絞り込みを行うことができます。

検索キーワード

検索キーワードを入力してください。検索項目毎の指定方法及び入力例は [こちら\(ヘルプ\)](#) をご覧ください。
検索対象の種別で使用可能な検索項目は、[こちら\(ヘルプ\)](#) をご覧ください。

検索項目	検索キーワード	検索方式
要約/抄録	例) 組成物 →ここにスペース区切りを入れて複数ワードで入力！	AND
全文	例) 感染を予防	OR

検索

ここをORからANDに変える

「論理式に展開」ボタンにより、検索キーワードを、論理式に展開できます。

論理式に展開

+ 表示オプション(表示指定)

出願記事	特許
公開記事	2000
登録記事	5000
出願人・代理人記事	出願人・代理人記事
発明者・考案者・創作記事	発明者・考案者・創作記事
公開・公表IPC記事	国際
公告IPC記事	国際
テーマコード記事	4000
F1記事	4000
Fターム記事	4000
審査官フリーワード記事	4000
発明等の名称(漢字)記事	生
請求項の数記事	出
特許文献記事	特
引用調査データ記事	引

抽出すべき情報

- 出願記事
出願年を大まかに知る
- 登録記事
特許登録されているかを知る
- 特許名称
名前で引くのが検索するときに楽
- 出願人
この分野で特許的に先行したいと思っている人がわかる
- IPC 分類
逆引きするときシノニム(類似語)で引くより確実な場合が多い
- 特許査定の状況
その特許が今どういう状態かがわかる

引用文献番号/特許番号/IPC分類/出願人/代理人/発明者/考案者/創作/請求項の数/特許文献/引用調査データ

[基本項目] [出願情報] [登録情報]

J-PlatPat検索の方法 まずはこれで大丈夫

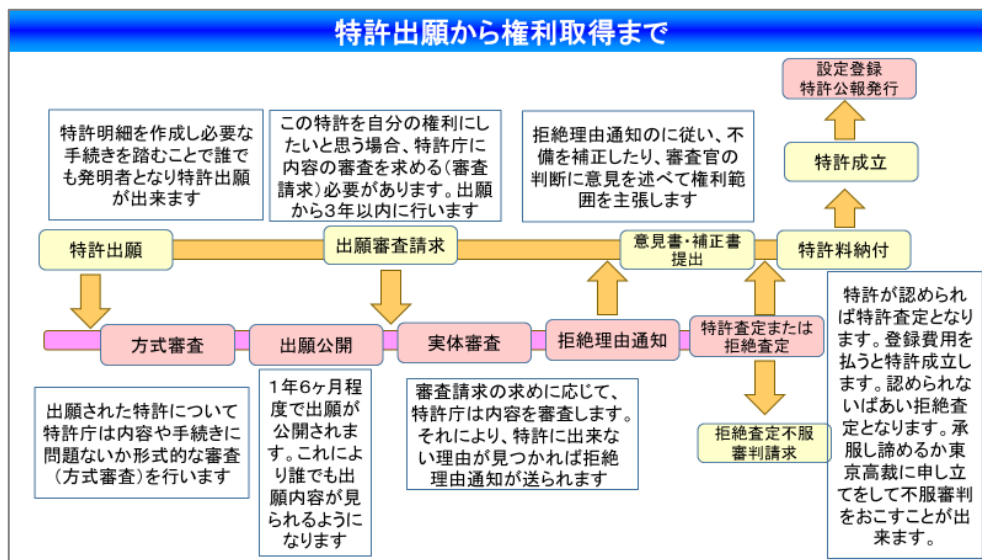
	公開番号	登録番号	名称	出願人	公開・公表PC	出願・登録種目記事
1	特願2012-200386	—	超音波診断装置	パナソニック株式会社	A61B 8/08	査定種別(査定無し)
2	特開 2010-063719	5216494	X線CT装置、体内脂肪計測装置及び体内脂肪計測制御プログラム	株式会社東芝	A61B 6/03	最終処分 (特許／登録)
3	特開2008-165555	—	健康指標値推定方法、健康指標値推定装置及び健康指標値推定プログラム	国立大学法人 千葉大学	G06Q 50/00 A61B 5/00	査定種別(拒絶査定)
4	特開 2008-045938	4751271	被検体組織内の被分析物の濃度測定のための光音響分析方法及び光音響分析装置	東芝メディカルシステムズ株式会社	G01N 21/00	最終処分 (特許／登録)
5	特開 2007-167116	4794292	超音波診断装置	パナソニック株式会社	A61B 8/00	最終処分 (特許／登録)

＜特許調査の例＞

○上記の6項目と特許内容（特に請求項と言われる部分）の内容を見れば
とりあえず十分

○これ以上の調査については、無理に自分で行うよりも会社の知財部門をととして
弁理士に相談する

＜参考＞ 特許出願から権利取得まで



特許に関する相談窓口

国や官公庁・専門機関

特許庁

特許に関する手続きや制度等についての問合せも可能

例：一般的相談、出願等手続き、審査関係、特許情報等 URL：

<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>

独立行政法人 工業所有権情報・研修館

特許権・実用新案権・意匠権及び商標権の産業財産権に関する手続きの一般的な相談について対応

<公報閲覧・相談部 相談担当>

TEL：03-3581-1101 内線 2121～2123 FAX：03-3502-8916

お問い合わせフォームもあり

経済産業局等知的財産室

地域のニーズに応じた支援事業の展開や、支援制度の紹介等を実施

※一般的な相談は知財総合支援窓口へ

<各経済産業局の知的財産室>

- ・ 北海道経済産業局知的財産室
札幌市北区北 8 条西 2-1-1 札幌第 1 合同庁舎 5 階
電話：011-709-5441
- ・ 東北経済産業局知的財産室
仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 B 棟 3 階
電話：022-221-4819
- ・ 関東経済産業局知的財産室
埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎第 1 号館
電話：048-600-0239
- ・ 中部経済産業局知的財産室

名古屋市中区三の丸 2 丁目 5 番 2 号 4 階

電話 : 052-951-2774

- ・ 近畿経済産業局知的財産室

大阪府中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館 3F

電話 : 06-6966-6016

- ・ 中国経済産業局知的財産室

広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館 3 階

電話 : 082-224-5680

- ・ 四国経済産業局知的財産室

高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎 7F

電話 : 087-811-8519

- ・ 九州経済産業局知的財産室

福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎 6F

電話 : 092-482-5463

- ・ 内閣府沖縄総合事務局経済産業部地域経済課知的財産室

那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第二地方合同庁舎 2 号館 9 階

電話 : 098-866-1730

一般社団法人発明推進協会

知的財産に関する様々なサービス等提供

URL : <http://www.jiii.or.jp/index.html>

日本弁理士会

常設の無料の知的財産相談室があります（相談は各支部で受付）。

URL : https://www.jpaa.or.jp/howto-request/free_consultation/

知財総合支援窓口

アイデアから事業化に至る中で発生する知的財産に関する悩みや相談を受け付けている窓口で全国 47 都道府県に設置されています。専門家による無料相談なども受けられます。

<知財総合支援窓口 知財ポータル>

知的財産に関する情報や相談窓口、知財人材のデータベースなど、様々な情報や事例が掲載されています。

URL : <https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

<全国の知財総合支援窓口一覧>

都道府県	窓口機関	住所	電話番号
北海道	(一社) 北海道発明協会	札幌市北区 7 条西 4-1-2 KDX 札幌ビル 5 階	011-747-8256
青森県	(一社) 青森県発明協会	青森市新町 2-4-1 青森県共同ビル 8 階 青森県知的財産支援センター内	017-762-7351
岩手県	(一社) 岩手県発明協会	盛岡市北飯岡 2-4-25 地方独立行政法人 岩手県工業技術センター 2 階	019-634-0684
宮城県	(一社) 宮城県発明協会	仙台市泉区明通 2-2 宮城県産業技術総合センター 2 階	022-779-6990
秋田県	(公財) あきた企業活性化 センター	秋田市山王 3-1-1 秋田県庁第二庁舎 2 階	018-860-5614
山形県	(一社) 山形県発明協会	山形市松栄 2-2-1 山形県高度技術研究開発センター 1 階	023-647-8130
福島県	(一社) 福島県発明協会	郡山市待池台 1-12 福島県ハイテクプラザ 2 階	024-963-0242
茨城県	(公財) 茨城県中小企業 振興公社	水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 9 階	029-224-5339

都道府県	窓口機関	住所	電話番号
栃木県	(公財) 栃木県産業振興センター	宇都宮市ゆいの杜 1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内	028-670-2617
群馬県	(一社) 群馬県発明協会	前橋市亀里町 884-1 群馬県産業技術センター内	027-290-3070
埼玉県	(公財) 埼玉県産業振興公社	さいたま市中央区上落合 2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ 3 階	048-621-7060
千葉県	(一社) 千葉県発明協会	千葉市稲毛区天台 6-13-1 千葉県産業支援技術研究所内	043-255-7987
東京都	(一社) 発明推進協会	港区虎ノ門 2-9-14 発明会館 1 階	03-6424-5081
神奈川県	(一社) 神奈川県発明協会	横浜市中区上町 5-80 神奈川中小企業センタービル 4 階	045-306-5011
新潟県	(一社) 新潟県発明協会	新潟市中央区鑑西 1-11-1 新潟県工業技術総合研究所 2 階	025-211-3722
山梨県	(公財) やまなし産業支援機構	甲府市大津町 2192-8 アイメッセ山梨 3 階	055-243-1888
長野県	(一社) 長野県発明協会	長野市若里 1-18-1 長野県工業技術総合センター 3 階	026-228-5559
		岡谷市長地片間町 1-3-1 長野県工業技術総合センター 1 階	0266-23-4170
静岡県	(一社) 静岡県発明協会	静岡市葵区追手町 44-1 静岡県産業経済会館 1 階	054-251-6000
		沼津市大手町 1-1-3 沼津商連ビル 3 階	055-963-1055
		浜松市中区東伊場 2-7-1 浜松商工会議所会館 8 階 (公財) 浜松地域イノベーション 推進機構内	053-489-8111
富山県	(一社) 富山県発明協会	高岡市二上町 150 富山県工業技術センター技術開発館 1 階	0766-25-7259
		富山市高田 527 富山県総合情報センター情報ビル 2 階	076-432-1119
石川県	(一社) 石川県発明協会	金沢市鞍月 2-20 石川県地場産業振興センター新館 1 階	076-267-5918
岐阜県	(一社) 岐阜県発明協会	各務市テクノプラザ 1-1 テクノプラザ 5 階	058-370-3550
	(公財) 岐阜県産業経済振興センター	岐阜市藪田南 5-14-53 OKB ふれあい会館 10 階	058-278-0613

都道府県	窓口機関	住所	電話番号
愛知県	(一社) 愛知県発明協会	名古屋市中区栄 2-10-19 名古屋商工会議所ビル地下 2 階	052-223-6765
	(公財) あいち産業振興機構	名古屋中村区名駅 4-4-38 愛知県産業労働センター 14 階	052-462-1134
三重県	(公財) 三重県産業支援センター	四日市市塩浜町 1-30 (公財) 三重県産業支援センター北勢支所 高度部材イノベーションセンター内	059-349-5151
		津市栄町 1-891 三重県合同ビル 5 階	059-271-5780
福井県	(一社) 福井県発明協会	福井市川合鷺塚町 61 字北稲田 10 福井県工業技術センター 1 階	0776-55-2100
滋賀県	(一社) 滋賀県発明協会	栗東市上砥山 232 滋賀県工業技術センター別館 1 階	077-558-3443
京都府	(一社) 京都発明協会	京都市下京区中堂寺南町 134 京都リサーチパーク内 京都府産業支援センター 2 階	075-326-0066
大阪府	(一社) 大阪発明協会	大阪市北区中之島 4-3-53 国立大学法人大阪大学中之島センター 7 階	06-6479-3901
		東大阪市荒本北 1-4-17 クリエイション・コア東大阪 北館 1 階	06-6746-0525
兵庫県 兵庫県	(公財) 新産業創造研究機構	神戸市中央区港島中町 6-1 神戸商工会議所会館 4 階	078-306-6808
	(一社) 兵庫県発明協会	神戸市須磨区行平町 3-1-12 兵庫県立工業技術センター内 技術交流館 1 階	078-731-5847
奈良県	(一社) 奈良県発明協会	奈良市柏木町 129-1 奈良県産業振興総合センター内	0742-35-6020
和歌山県	(一社) 和歌山県発明協会	和歌山市本町 2-1 フォルテワジマ 6 階	073-499-4105
鳥取県	(公財) 鳥取県産業振興機構	鳥取市若葉台南 7-5-1 (公財) 鳥取県産業振興機構 本部内	0857-52-5894
		米子市日下 1247 (公財) 鳥取県産業振興機構 西部支部内	0859-36-8300
島根県	(一社) 島根県発明協会	松江市北陵町 1 テクノアークしまね 1 階	0852-60-5145

都道府県	窓口機関	住所	電話番号
岡山県	(公財) 岡山県産業振興財団	岡山市北区芳賀 5301 テクノサポート岡山 3 階	086-286-9711
広島県	(一社) 広島県発明協会	広島市中区千田町 3-13-11 広島発明会館	082-247-2562
山口県	(公財) やまぐち産業振興財団	山口市熊野町 1-10 NPY ビル 10 階	083-922-9927
徳島県	(一社) 徳島県発明協会	徳島市雑賀町西開 11-2 徳島県立工業技術センター 2 階	088-669-0158
香川県	(公財) かがわ産業支援財団	高松市林町 2217-15 香川県産業頭脳化センタービル 2 階	087-867-9577
愛媛県	(一社) 愛媛県発明協会	松山市久米窪田町 337-1 テクノプラザ愛媛内	089-960-1118
高知県	(一社) 高知県発明協会	高知市布師田 3992-3 高知県工業技術センター 4 階	088-854-8876
福岡県	(公財) 福岡県中小企業振興センター	福岡市博多区吉塚本町 9-15 福岡県中小企業振興センタービル 6 階	092-622-0035
	(一社) 福岡県発明協会	福岡市博多区吉塚本町 9-15 福岡県中小企業振興センタービル 11 階	092-409-5480
	(公財) 北九州産業学術推進機構	北九州市戸畑区中原新町 2-1 北九州テクノセンター 1 階	093-873-1432
佐賀県	(公財) 佐賀県地域産業支援センター	佐賀市鍋島町八戸溝 114 佐賀県地域産業支援センター内	0952-30-8191
長崎県	(一社) 長崎県発明協会	大村市池田 2-1303-8 長崎県工業技術センター内	0957-52-1144
熊本県	(一社) 熊本県工業連合会	熊本市東区東町 3-11-38 熊本県産業技術センター内	096-285-8840
大分県	(一社) 大分県発明協会	大分市高江西 1-4361-10 大分県産業科学技術センター内	097-596-6171
宮崎県	(一社) 宮崎県発明協会	宮崎市佐土原町東上那珂 16500-2 宮崎県工業技術センター 2 階	0985-74-3956
鹿児島県	(公財) 鹿児島県工業倶楽部	鹿児島市名山町 9-1 鹿児島県産業会館 中 2 階	099-925-0270
沖縄県	(一社) 沖縄県発明協会	うるま市州崎 12-2 沖縄県工業技術センター内	098-995-8778
		那覇市小録 1831 番地 1 沖縄産業支援センター内 5 階 504 号	098-987-1750

様式例

ここでは契約を締結する際の様式例として、下記をご用意しています。

個々の状況により契約内容は異なりますので、あくまでもひとつの参考として、実際の契約に際しては、必要に応じて専門家等にご相談の上、内容を精査してください。

様式例 1 - 1 : 秘密保持契約書（簡易ヴァージョン）

シーズ発表会や研究紹介など、当日の発表を参加者内だけの秘密にして欲しいときに使用します（参加者にまとめて署名してもらうパターン）。

様式例 1 - 2 : 秘密保持契約書（簡易ヴァージョン）

シーズ発表会や研究紹介など、当日の発表を参加者内だけの秘密にして欲しいときに使用します（契約者が1対1のパターン）。

様式例 2 : 秘密保持契約書

今後共同で研究を行いたい企業や、大学等研究機関に対して自分が考えているシーズや発明した内容を話す際に使用します。

様式例 3 : 共同研究契約書

企業や、大学等研究機関に対して共同で研究を行いたいときに合意する取り決めとして使用します。

様式例 4 : 共同出願契約書

企業や、大学等研究機関と共同で研究開発したことについて、共同で特許出願をする際に使用します。

※ 本様式を使用する際は、各県の知財総合支援窓口や弁理士など知財に詳しい方と一度ご相談してからご使用されることをお勧めします。

※ 様式例は甲乙ともに法人－法人となっておりますが、個人（臨床工学技士）と法人（企業等）との契約の場合には、甲欄をそのまま個人に置き換えてください。

秘密保持契約書

平成〇〇年〇月〇日開催の〇〇〇臨床工学会における意見交換並びに交流(以下情報交換)に関する情報及びその取扱いについて、次の通り秘密保持契約書を締結する。

(秘密情報及び秘密保持)

第1条 本日の情報交換等の参加者は、本情報交換会で開示された情報を、第三者に漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当するものは秘密保持対象から除外する。

- 一 開示を受けた際に、既に公知の情報
- 二 開示を受けた際に、既に所有していたことを証明できる情報
- 三 秘密保持義務を負うことなしに、第三者から受け取った情報
- 四 開示を受けた秘密情報によることなく独自に研究開発した情報

(使用・流用の禁止)

第2条 本情報交換会の参加者は、本日の情報交換において知り得た秘密情報を使用してはならない。

(知的財産権)

第3条 本情報交換の結果として創作された発明・考案、意匠、著作、ノウハウ等の一切の成果の取扱いは、本情報交換会の主催者と協議の上決定する。

(共同研究)

第4条 本契約に基づく検討の結果、共同研究等を行うこととした場合には、その詳細を共同研究契約等に別途定めるものとする。

(秘密保持の有効期間)

第5条 本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。

(協議)

第6条 本契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、当事者は誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

所属	氏名

以上

秘密保持契約書

〇〇〇〇〇(以下「甲」という。)と△△△△△(以下「乙」という。)は、平成〇〇年〇月〇日における意見交換並びに交流(以下情報交換)に関する情報及びその取扱いについて、次の通り秘密保持契約書を締結する。

(秘密情報及び秘密保持)

第1条 甲及び乙は、本日の情報交換等において相手方から開示された情報を、第三者に漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当するものは秘密保持対象から除外する。

- 一 開示を受けた際に、既に公知の情報
- 二 開示を受けた際に、既に所有していたことを証明できる情報
- 三 秘密保持義務を負うことなしに、第三者から受け取った情報
- 四 開示を受けた秘密情報によることなく独自に研究開発した情報

(使用・流用の禁止)

第2条 甲及び乙は、本日の情報交換において知り得た秘密情報を相手方の承諾なしに使用してはならない。

(知的財産権)

第3条 本情報交換等またはその結果として創作された発明・考案、意匠、著作、ノウハウ等の一切の成果の取扱いは、甲乙協議の上決定する。

(共同研究)

第4条 甲及び乙は、本契約に基づく検討の結果、共同研究等を行うこととした場合には、その詳細を共同研究契約等に別途定めるものとする。

(秘密保持の有効期間)

第5条 本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とし、必要に応じて甲乙協議の上この期間を延長できるものとする。また、本契約の期間中に、秘密保持契約条項を含む共同研究契約等が締結された場合は、この時点で本契約を発展的に解消するものとする。

(協議)

第6条 本契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 所属 _____
名前 _____

(乙) 所属 _____
名前 _____

秘密保持契約書(雛形 案)

〇〇〇〇〇(以下「甲」という。)と△△△△△(以下「乙」という。)は、以下に規定する本件目的に関する情報及びその取扱いについて、次の通り秘密保持契約書を締結する。

(本件の目的)

第1条 甲及び乙は、開発及び開発計画立案等の業務を推進する目的で、甲の〇〇と乙の〇〇との間で技術情報及び関連情報を交換するものとする。

(秘密情報)

第2条 本契約に規定する秘密情報とは、本契約の相手方より提供又は開示を受けた情報であって、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され、開示後にその旨を書面で相手方に対して通知されたものをいう。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報には含まれないものとする。

- イ) 相手方から知得する以前に既に所有していたことを証明できる情報
- ロ) 相手方から知得する以前に既に公知となっている情報
- ハ) 相手方から知得した後に、自己の責めによらずに公知となった情報
- ニ) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わずに適法に取得したことを証明できる情報
- ホ) 相手方から開示された情報によることなく独自に研究・取得していたことを証明できる情報

(秘密保持)

第3条 甲及び乙は、開示者から開示された秘密情報を自己の秘密情報について払う注意と同等の注意をもって管理し、開示者の事前の文書による同意なしに、第三者に開示、漏洩、公表してはならない。

2 甲及び乙は、開示者から開示された秘密情報を第1条記載の目的のみに使用するものとし、相手方の事前の書面による同意なしに、他の目的のために使用してはならない。

(実施権の不許諾)

第4条 甲及び乙は、本契約のもとでの秘密情報の開示が、受領者に対する開示者の特許権、実用新案権、著作権、ノウハウその他の知的財産権の譲渡又は実施権の許諾を伴うものではないことを確認する。

(非保証)

第5条 甲及び乙は、本契約に基づく秘密情報の開示、または受領は、甲、乙の間で別途合意が成立した場合を除き、いかなる場合であっても当事者間における共同研究の提携、技術提供、実施許諾、又は製品取引、役務提供等について約束するものではなく、いかなる意味においても、相手方に対して現在または将来に関するいかなる法的利益又は事実上の期待利益をも付与するもので

はないことを、相互に確認するものとする。

(第三者との契約)

第6条 甲及び乙は、本契約を締結したことによって、それぞれが第三者との間で第1条記載の目的と同種の検討、開発、取引、提携その他の業務を行うことが妨げられるものではないことを相互に確認するものとする。

(共同研究契約等)

第7条 甲及び乙は、本契約に基づく検討の結果、共同研究等を行うこととした場合には、その詳細を共同研究契約等に別途定めるものとする。

(有効期間)

第8条 本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とし、必要に応じて甲乙協議の上この期間を延長できるものとする。ただし、第3条の規定については、本契約終了後も、3年間に限り有効とする。

(協議事項)

第9条 本契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

以上、本契約の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上それぞれ1通ずつを保管するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(甲)	住所	〇〇〇〇〇	
	名称	〇〇〇〇〇	
	取締役	〇〇 〇〇	印

(乙)	住所	〇〇〇〇〇	
	名称	〇〇〇〇〇	
	取締役	〇〇 〇〇	印

共同研究契約書(雛形 案)

〇〇〇〇〇(以下「甲」という。)と△△△△△(以下「乙」という。)は、次の各条及び別紙1によって共同研究を行うことについて合意したので、以下のとおり共同研究契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(共同研究の題目等)

第1条 甲及び乙は、本契約の定めに従って、相互に協力して別紙1に規定する共同研究(以下「本共同研究」という。)を実施するものとする。

(共同研究期間)

第2条 本共同研究の実施期間は、別紙1 研究実施細目表 5.のとおりとする。

(研究担当者)

第3条 甲及び乙は、それぞれ別紙1 研究実施細目表 4.に掲げる者を本共同研究の研究担当者として本共同研究に参加させるものとする。

2. 甲及び乙は、相手方の同意を得た上で、第1項に定める研究担当者の変更、追加又は削減を行うことができるものとする。

(研究協力者)

第4条 甲又は乙は、本共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加又は協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の甲又は乙に所属する者(学生、看護師等を含む。)を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。

2. 前項において、研究協力者を参加させた甲又は乙は、研究協力者となる者に本契約の内容を遵守させなければならない。研究協力者による本契約内容の違反は、当該研究協力者を参加させた甲又は乙の本契約の違反を構成するものとする。

(本共同研究の終了)

第5条 本共同研究は、以下のいずれかの事由が生じた時点において、終了するものとする。

- 一 別紙1 研究実施細目表 2.に記載の研究目的が達成又は実現されたと甲及び乙が合意したこと
- 二 別紙1 研究実施細目表 2.に記載の研究目的の達成又は実現が不可能又は著しく困難であることが判明し、甲及び乙がその旨合意したこと
- 三 別紙1 研究実施細目表 5.に記載の研究期間の満了
- 四 その他、甲及び乙が、本共同研究を終了させることに合意した日の到達

(研究経費の負担)

第6条 甲及び乙による研究経費の負担の割合は別に定めるものとする。

(経理)

第7条 第6条の研究経費の経理は甲乙の協議によって定めたいずれかが行う。

2. 甲は乙から、前項研究経費の経理に係る書類の閲覧の申し出があった場合、閲覧の日程及び対象となる書類の範囲につき乙と協議の上、これに応じるものとする。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第8条 第6条の研究経費により取得した設備等の帰属は、甲乙の協議によって定めた者に帰属する。

(施設・設備の提供等)

第9条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要とされる施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。

- 2 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から乙の所有に係る設備等 (別紙等で定義)を乙の同意を得て甲の研究実施場所に受け入れて使用できるものとする。(案件に応じて設備等の費用負担についても検討することを記載する)なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。
- 3 前項に規定する設備の搬入、据付に要する経費の負担は、甲乙の協議によって定める。

(研究の中止又は期間の延長)

第10条 天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上本共同研究を中止し、又は実施期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

(研究の完了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第11条 甲(又は乙)は、前条の規定に基づく本共同研究の研究期間の延長により受領済みの研究経費に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに乙(又は甲)に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。

2. 前条の規定又は本契約の解除により、本共同研究を中止した場合において、支払われた研究費の額に不用品部分が生じたときは、乙(又は甲)は甲(又は乙)に不用品となった額の返還を請求できるものとする。甲(又は乙)は乙(又は甲)からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。
3. (必要に応じて研究終了後の設備の取扱いについて規定する。)

(第三者への委託)

第12条 甲及び乙は、別紙1 研究実施細目表 2.に記載の自己の研究分担業務を、第三者に委託しようとするときは、事前に委託業務の範囲、委託を必要とする理由及び委託先について乙又は甲に通知し、乙又は甲の書面による承諾を得るものとする。

- 2 前項の場合、委託当事者は当該委託業務の範囲で当該第三者に対し本契約において自己が負う秘密保持義務及び目的外不使用義務と同様の義務を課すものとし、その義務の履行について委託当事者も当該第三者と連帯して責任を負うものとする。

（第三者との研究開発）

第13条 甲及び乙は、本共同研究期間の間、事前に相手方の同意を得ることなく、第三者と本共同研究と同一、類似、又は競合する研究を第三者と共同して、又は独自に行わないものとする。

（成果の帰属）

第14条 成果とは、本共同研究により得られた発明、考案、意匠等を含む一切の技術的成果をいう。

2 甲及び乙は、書面をもって別段の合意をした場合を除き、本共同研究の成果を原則として共有する。ただし、相手方から提供された資料、情報その他相手方からの助言、援助、協力によることなく単独でなした成果は、当該成果をなした当事者に帰属するものとする。

（知的財産権の出願等）

第15条 甲及び乙は、自己に所属する研究担当者又は研究協力者（以下併せて「研究担当者等」という。）が本共同研究の実施に伴い発明等を得た場合には、速やかに相手方に通知し、当該発明等に係る知的財産権の持分及び出願等の可否等について協議するものとする。

2. 甲及び乙は、自己に所属する研究担当者等に帰属する本共同研究の実施に伴い得られた発明等（甲に所属する研究担当者等と乙に所属する研究担当者等により共同で得られた発明等を含む。）について、それぞれの規則等により、当該発明等を得た研究担当者等から、当該発明等に関する知的財産権の承継を受けるものとする。

3. 前項の場合において、甲又は乙が、本共同研究の実施に伴い発明等を得た自己に所属する研究担当者等から、当該発明等に関する知的財産権を承継しないときは、相手方にその旨を通知するものとする。

4. いずれかの当事者に所属する研究担当者等のみによって本共同研究の実施に伴い得られた発明等に関する知的財産権は、当該発明等を得た研究担当者等からの承継を受けた場合、当該いずれかの当事者に単独で帰属するものとし、当該当事者は、単独で、自己の判断に基づき当該発明等に関する知的財産権の出願等及び権利保全の手続きを行うことができるものとする（以降、「単独帰属の知的財産権」という。）。ただし、かかる出願等の手続きに先立ち、第1項の協議において、あらかじめ相手方に対して当該発明等が単独に帰属することの確認を得るものとする。この場合、出願等及び権利保全の手続きに要する費用は、当該発明等に関する知的財産権の帰属する当事者が負担するものとする。

5. 甲及び乙は、甲に所属する研究担当者等及び乙に所属する研究担当者等により本共同研究の実施に伴い共同で得られた発明等に関する知的財産権の承継を、当該発明等を得たそれぞれの研究担当者等から受けた場合、当該発明等に関する知的財産権（以下「共有知的財産権」という。）における甲及び乙の持分を定める共同出願契約を別途締結し、かかる共同出願契約に従って共同して出願等を行うものとする。

（外国出願）

第16条 前条の規定は、外国における知的財産権の出願等及び権利保全等についても適用する。

2. 甲及び乙は、共有知的財産権を外国において出願等を行うに当たっては、その要否及び対象国

等について協議の上行うものとする。

（知的財産権の取扱いに関する契約）

第17条 甲及び乙は、原則として、単独帰属の知的財産権及び共有知的財産権（以下「本件知的財産権」という。）の出願までに、本件知的財産権の取扱いに関する契約を締結するものとする。

（知的財産権の実施に関する契約）

第18条 本件知的財産権の実施及び実施料については、別に定める実施契約による。

2. 甲及び乙は、遅くとも本件知的財産権に係る権利取得手続が終了するまでに、1項の実施契約を定めるものとする。

（出願等費用）

第19条 共有知的財産権の出願費用については、別に定める共同出願契約に従う。

（持分の譲渡）

第20条 甲又は乙は、共有知的財産権に係る自己の持分を甲乙協議の上同意した者に限り譲渡できるものとする。*（必要に応じて単独帰属の知的財産権についても規定する。）*

（ノウハウの特定）

第21条 甲及び乙は、本共同研究の結果、秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものが生じた場合は、協議の上、速やかに書面にて特定するものとする（以降、この特定された技術情報を「ノウハウ」という。）。

2. 前項に従って特定されたノウハウは、相手方の書面による承諾なく第三者に開示、漏洩してはならない。原則としてノウハウを秘匿すべき期間は、ノウハウを特定した日から研究期間の終了日までとする。ただし、ノウハウの特定に当たり、甲乙協議の上、異なる期間を定めることができるものとする。甲及び乙は、ノウハウの特定後において必要があるときは、協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

（プログラム等及びノウハウの取扱い）

第22条 本共同研究の結果生じたノウハウ及びプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以降、「プログラム等」という。）の取扱いについては、発明等の取扱いに準じるものとし、甲乙協議の上、別途決定するものとする。

（情報等の提供）

第23条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料及び研究試料を、自己の裁量により相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。

2. 甲及び乙は、前項に基づき相手方から提供を受けた研究試料について、相手方の書面による同意なく、本共同研究及び本契約の目的以外に使用してはならない。また、甲及び乙は、研究試料

について特段の扱いを希望する場合、別途協議の上、研究試料等提供契約等の締結を行うものとする。

3. 甲及び乙は、あらかじめ返還を条件に提供された資料及び研究試料を、本共同研究終了日後速やかに相手方に返還するものとする。

(秘密保持)

第24条 甲及び乙は、本共同研究のために相手方から提供又は開示された資料、情報及び本共同研究の成果ならびに本契約に関連して知り得た技術上または営業上の秘密(以下「秘密情報」という。)を保持するよう万全の措置を講ずるものとし、事前に甲乙相互に書面による同意を得た場合を除き、これを第三者に開示・漏洩してはならない。本契約書において秘密情報とは次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 本共同研究の結果得られた成果のうち、秘密である旨の表示が付された書面、サンプル等の有形物、又は、有形無形を問わず甲及び乙で秘密情報として取り決め書面により確認されたもの
- 二 相手方より秘密の表示がなされた書類・図面・写真・試料・サンプル・記憶媒体等により開示された情報
- 三 相手方より秘密であることを告げた上で口頭によって開示され、且つ、開示後その要旨を書面で交付された情報

ただし、次のいずれかに該当するものはこの限りでない。

- イ) 相手方から知得する以前に既に所有していたことを証明できる情報
 - ロ) 相手方から知得する以前に既に公知となっている情報
 - ハ) 相手方から知得した後に、自己の責めによらずに公知となった情報
 - ニ) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わずに適法に取得したことを証明できる情報
 - ホ) 相手方から開示された情報によることなく独自に研究・取得していたことを証明できる情報
- 2 甲及び乙は、本共同研究の実施にあたり、秘密情報について、研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。
 3. 甲及び乙は、秘密情報について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め研究担当者以外の者に開示・漏洩しない義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。
 4. 第2項の規定にかかわらず、甲及び乙は研究担当者以外の秘密を知る必要のある甲乙(関連会社を含む。)のそれぞれの役職員に対して、当該役職員がその所属を離れた後も含め本条に規定する秘密保持義務を遵守する義務を課した上で、秘密情報を開示することができる。
 5. 甲及び乙は、秘密情報を本研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に甲乙相互に同意を得た場合はこの限りではない。
 6. 第2項から第5項の有効期間は、第2条の本共同研究開始の日から研究完了後又は研究中止後〇年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究成果の公表)

第25条 研究成果は、事前に甲乙相互に同意を得た場合に公表できるものとする。なお、公表する場合には、第20条のノウハウの秘匿義務、第23条の秘密保持義務を遵守するものとする。

2. 研究成果の公表を希望する者は、研究成果の公表を行おうとする日の△日前までにその公表内容を書面にて相手方に通知しなければならない。
3. 前項に基づき通知を受けた相手方は、通知された公表内容に、自らの将来期待される利益を害するおそれがあるものが含まれると判断されるときは、当該通知受理後△日以内に公表内容の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなければならない。公表希望当事者は、研究成果の公表により相手方から将来期待される利益を害するおそれがあるとして、本項に従い通知を受けた部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

（第三者との紛争）

- 第26条 甲及び乙は、共有に係る知的財産権に関し第三者との間に紛争が生じた場合には、相互に協力してその解決を図るものとする。
2. 前項の解決に要する費用は、甲乙協議して定める。

（契約の解除）

- 第27条 甲及び乙は、次のいずれかに該当し催告後△日以内に是正されない場合は、本契約を解除することができる。
- 一 本契約の履行に関し、不正または不当な行為があったとき
 - 二 本契約に違反したとき
- 2 甲及び乙は、前項各号に定める場合のほか、本契約の履行を継続し難い事情が生じた場合、又は本契約の履行を妨げる特別の事情の発生が予測される場合は、速やかに相手方にその内容を通知するものとし、両者協議して本共同研究を中断し、または本契約を解除することができる。

（損害賠償）

- 第28条 甲及び乙は、相手方（その研究担当者及び研究協力者を含む）による本契約上の義務の不履行によって損害を被ったときは、その賠償を請求できるものとする。ただし、相手方に故意又は重大な過失が認められない場合はこの限りではない。

（契約の有効期間）

- 第29条 本契約の有効期間は、第2条の共同研究期間と同一とする。ただし、この契約期間は、甲乙協議の上、書面による確認により延長することができる。
- 2 本契約の失効後も、第4条第2項、第9条（第1項は除く）、第11条及び第12条第2項、第14条から第25条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（協議）

- 第30条 本契約に定めのない事項または本契約の解釈ならびに運用について疑義等を生じたときは、甲乙誠意をもって協議しこれを円満に解決する。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙が記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(甲)	住所	〇〇〇〇〇	印
	名称	〇〇〇〇〇	
	取締役	〇〇 〇〇	

(乙)	住所	〇〇〇〇〇	印
	名称	〇〇〇〇〇	
	取締役	〇〇 〇〇	

研究実施細目

1. 研究題目				
2. 研究目的				
3. 研究内容				
4. 研究担当者	区分	指名	所属・役職	役割分担
	甲			
	乙			
5. 研究期間	平成●●年●●月◆◆日～平成○○年○○月□□日まで			
6. 研究場所				

共同出願契約書案

〇〇〇（以下「甲」という）と〇〇〇（以下「乙」という）とは、下記の発明の取り扱いに関し、次のとおり契約（以下、「本契約」という）を締結する。

（定義）

第1条 本契約において「本発明」とは、下記の発明をいう。

発明の名称：□□□□□□□□□□□□□□□□

甲の整理番号：

乙の整理番号：

2 本契約において「本特許権等」とは、本発明にかかる特許を受ける権利および当該特許出願に基づいて得られる特許権をいう。

（権利の持分）

第2条 本特許権等は甲と乙の共有とし、その持分は、甲が□％、乙が□％とする。

（手続）

第3条 本発明の特許出願及びこれに付随する手続き並びに特許権等の維持保全の手続きは乙がこれを行うものとする。ただし、出願審査の請求を行うとき又は拒絶理由通知を受けたとき、その他甲乙協議の上で手続きすることが適当と認められるときは、乙は甲と事前に協議するものとする。尚、乙は、出願及び維持保全の手続きを代理人に委任することができる。

2 乙は、乙自身又は代理人を介した前項における手続きの経過を、その都度遅滞なく甲に通知しなければならない。なお、乙は、乙に代わって乙の代理人に当該通知を行なわせることができる。

（費用の負担）

第4条 前条の手続きに要する費用（弁理士費用を含む）は、乙が負担する。ただし、甲が自身の事情により行う名義変更、住所変更等の手続きに要する費用については甲が費用を負担する。

（優先的实施）

第5条 甲は、本特許権等を、乙又は乙の指定する者から優先的に実施したい旨の通知があった場合には、乙と契約を締結し、本特許権等を出願したときから10年間優先的に実施させることを許諾するものとする。この場合、甲が乙に優先的な実施を許諾した期間（以下、「優先的实施期間」という）においては、甲は、乙の事前の同意を得ることなく、乙又は乙の指定する者のいずれでもない者（以下、「第三者」という）に対して新たに実施

許諾しないものとする。

- 2 甲は、乙又は乙の指定する者から前項に規定する優先的实施期間を更新したい旨の申し出があった場合には、優先的实施期間の更新を許諾する。この場合、更新する期間については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(第三者に対する実施許諾)

第6条 甲は、優先的实施期間が設定される前においては、乙の意見を聴取の上、乙が実施許諾を拒む正当な理由がない場合には、本特許権等を第三者に実施許諾することができる。

- 2 甲は、乙又は乙の指定する者が、本特許権等を、前条第1項及び第2項に規定する優先的实施期間中その第2年次以降において正当な理由なく実施しないときは、乙又は乙の指定する者の意見を聴取の上、第三者に対し本特許権等の実施を許諾することができるものとする。
- 3 乙は、本特許権等を第三者に対し実施の許諾をすることができるものとする。この場合、甲は、前項の場合を除き、本特許権等を自己実施せず、かつ、第三者に新たに実施許諾しない。

(実施料)

第7条 乙は、乙又は乙の指定する者が本特許権等を実施しようとするときは、事前に甲と実施契約を締結し、当該実施契約で定める合理的な実施料を甲に支払わなければならない。ただし、乙又は乙の指定する者からの実施料の支払いを求めることを甲に申し入れた場合は、当該実施料を甲、乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

- 2 甲、乙の共有に係る本特許権等を第三者に実施させた場合の実施料は、当該知的財産権に係る甲、乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

(第三者との紛争等)

第8条 甲、乙は、本発明の特許出願又は特許権等に関し、審判、判定又は第三者との間に紛争が生じた場合には、相互に協力して対処するものとする。

- 2 前項の解決に要する費用は、乙が負担する。

(持分譲渡)

第9条 甲、乙は、事前に他の共有者の同意を書面にて得なければ、第2条に定める自己の持分を第三者に譲渡することはできない。

- 2 前項に定める同意を得て第三者に譲渡するときは、その持分譲渡に関する費用は譲渡人及び譲受人の双方又はそのいずれかが負担するものとする。
- 3 第1項に定める同意を得て甲、乙が自己の持分を第三者に譲渡した場合、本契約に定める甲、乙の権利及び義務は、当該第三者が承継するものとする。ただし、甲、乙の協議により、第三者が承継する権利及び義務を別のものとするのが合意されているときは、この限りで

はない。

- 4 甲、乙は、本発明の特許出願が設定登録された場合には、甲の持分を乙に譲渡することについて協議の場を設ける。この協議において、甲、乙が合意に至った場合には、特許が認められた権利範囲に応じた合理的な額を譲渡対価として、甲の持分を乙に譲渡するものとする。

(持分放棄)

- 第10条 甲、乙は、第2条に定める自己の持分の放棄を希望する場合は、事前に書面により他の共有者に通知するものとする。
- 2 甲、乙が、第4条に定める費用の支払いを、相手方の求めにもかかわらず拒否した場合には、自己の持分を放棄したものとみなす。
- 3 第1項又は第2項により甲、乙が持分放棄した場合、放棄した持分は、他の共有者が無償でこれを承継することができる。放棄人は、当該承継人が自己負担で行う当該承継に必要な出願人名義変更等の手続きに協力するものとする。
- 4 前項に定める当該放棄人の協力義務が当該承継人の指定する日までに履行されず、前項の手続きがなされない場合、本特許権等は当該承継人の名義とみなし、当該承継人の裁量で本特許権等を措置することができる。

(守秘義務)

- 第11条 甲、乙は、本発明の内容について秘密を厳守するものとする。ただし、事前に相手方の同意（担当者からのメールによる同意を含む）を得た事項及び当事者の責によらず公知となった事項については、このかぎりではない。
- 2 第1項の定めは第15条により本契約が終了した後においても本発明が公知となるまで有効とする。

(研究目的等での実施)

- 第12条 甲は、乙の同意を得ることなく、試験、研究及び治療行為の目的で、本発明を自由に実施することができる。

(発明者に対する補償)

- 第13条 本発明者に対する補償は、甲、乙がそれぞれ自己に属する発明者に対してのみ自己の規定に基づき行う。

(優先権主張出願等)

- 第14条 甲、乙は、本発明の特許出願を先の出願とする国内優先権主張出願、分割出願、変更出願又は外国出願を行おうとするときは、その取扱いについて互いに協議の上、定めるものとする。ただし、外国出願を行おうとするときは、本発明の出願の日から6ヶ月以内に協議を行うものとする。
- 2 国内優先権主張出願、分割出願、変更出願又は外国出願を共同で行った場合には、当該出

願にあたり持分又は条件を変更することが合意されているときを除き、当該出願に本契約の各規定を準用し、当該出願の日に新たな共同出願契約が締結されたものとみなす。

(契約有効期間)

第15条 本契約の有効期間は、本契約の締結日から本発明に基づき取得した特許権の存続期間満了日までとする。ただし、次の各号に該当したときは、その該当する日に終了するものとする。

- (1) 本発明の特許出願すべてについて拒絶の査定又は審決が確定したとき。
- (2) 本発明に基づいて取得した特許の無効の審決が確定したとき。
- (3) 本出願を取り下げたとき（取り下げたとみなされる場合を含む）。
- (4) 特許料の不納により特許権が消滅したとき。
- (5) 本発明に係る全ての特許権等の持分が甲又は乙に承継されたとき。
- (6) 甲、乙又は丙が自己の持分を放棄したとき。

2 本契約の有効期間中に存続した本特許権等に対する侵害について、本契約の終了後に実施許諾等の権利行使をする場合には、本契約を適用する。

(本契約の優越)

第16条 本契約締結以前に甲乙間でなされた協議内容、合意事項又は原契約と、本契約の内容とが相違する場合は、本契約が優先するものとする。

(協議)

第17条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙がそれぞれ1通を保管するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(甲)	住所	〇〇〇〇〇	印
	名称	〇〇〇〇〇	
	取締役	〇〇 〇〇	

(乙)	住所	〇〇〇〇〇	印
	名称	〇〇〇〇〇	
	取締役	〇〇 〇〇	

本ガイドブック作成の背景

本ガイドブックは2017年～2018年度に実施した東北経済産業局「地域中核企業創出・支援事業～東北医工連携事業化ネットワーク事業～」の中で作成しました。

「東北医工連携事業化ネットワーク事業」は、東北の企業等の新分野・新事業となる医療機器等分野への挑戦を支援することで、企業の効率的な開発や事業化、しいては地域経済の活性化を図ることを目的としています。

事業では、新たなアイデアや収集したニーズを効率的に事業化していくためには、得られたアイデアやニーズ等の評価の仕組みや、企業と医療従事者との連携が不可欠であるとし、その方策について検討するための会議「臨床現場ニーズ事業化スキームに関する広域連携会議（通称「広域連携会議」）」を立ち上げました。

広域連携会議には、各地で医工連携に取り組む臨床工学技士に参画いただき議論をしました。その中で、スムーズな医工連携を推進するための環境整備のひとつとして、臨床工学技士に関わる知的財産の取り扱いが認識され、日本臨床工学技士会の協力を得て生まれたのが本冊子となります。